

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型S型）「段階的選抜方式」、「新技術導入促進（I）型」、「技術提案簡易評価型」、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る令和3年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和3年1月13日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 土井 弘次

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 R3霞ヶ浦導水石岡トンネル（第1工区）新設工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
- (3) 工事場所 自 茨城県東茨城郡茨城町常井地先 至 茨城県水戸市河和田町地先
- (4) 工事内容 トンネル新設工事 施工延長 L＝約3,800m シールド機製作工 1式 掘削工 1式 土質改良工 1式 シールド工（内径3.5m、外径3.9m）1式 トンネル掘削工 約3,800m 覆工 約3,800m 仮設工 1式 仮設設備工（シールド） 1式 坑内設備工 1式 立坑設備工 1式 坑外設備工 1式 泥水設備工 1式 固結工 1式 薬液注入 約133本
指定部分1 覆工の一部
- (5) 工期 契約締結の翌日から令和6年3月27日まで。
指定部分1 令和4年3月31日まで
- (6) 使用する主要な資機材 覆工セグメント 約3,800m
- (7) 本工事は、入札時に技術提案〔VE提案〕を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する〔総合評価落札方式（技術提案評価型S型）〕の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行

う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

- (8) 本工事は、企業の技術力（技術提案〔VE提案〕及び工事全般の施工計画を除く）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「一次審査申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「一次審査資料」という）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案〔VE提案〕及び工事全般の施工計画等（以下「二次審査資料」という）の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。
- (9) 本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
- (10) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。
 - ① 「ワンデーレスポンス」実施工事
 - ② 完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
 - ③ 工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
 - ④ 建設リサイクル法対象工事
 - ⑤ 総価契約単価合意方式
 - ⑥ 出来高部分払方式
 - ⑦ 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
 - ⑧ 「設計変更審査会」の設置対象工事
 - ⑨ 現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
 - ⑩ CIM活用工事【受注者希望型】
 - ⑪ 工事工程表の開示試行工事
 - ⑫ 週休2日制適用工事【交替制モデル工事】
 - ⑬ 新技術導入促進（I）型
 - ⑭ 技術提案簡易評価型
 - ⑮ 段階選抜一次審査選抜者数拡大

- ⑯ 「生産性向上チャレンジ」試行対象工事
 - ⑰ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
 - ⑱ 条件明示チェックリスト参考開示の試行工事
 - ⑲ 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事
 - ⑳ CCUS義務化モデル工事
- (1) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- 2 競争参加資格
- (1) 次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であつて、「競争参加者の資格に関する公示」（令和3年1月13日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）からR3霞ヶ浦導水石岡トンネル（第1工区）新設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
 - ③ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）

が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

- ④ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ⑤ 平成17年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）
 - (ア) シールド工法（密閉型）によるトンネル工事で、施工（掘進）延長1.5km以上であること。
ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
- なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- 經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の施工実績を有すること。
- (イ) シールド工法（密閉型）によるトンネル工事であること。
特定建設工事共同企業体にあつては、代表者が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は上記(イ)の施工実績を有すること。
- また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
- ⑥ 工事全般の施工計画が適正であること。
 - ⑦ 一次審査申請書及び一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。